

# 掛合自治振興会規約

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 役員及び代議員
- 第4章 会議
- 第5章 組織
- 第6章 会計
- 第7章 雑則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会の名称は、掛合自治振興会（以下「振興会」という）と称する。

### (区域)

第2条 振興会の区域は、島根県雲南市掛合町掛合地区内とする。

### (事務所)

第3条 振興会の事務所は、島根県雲南市掛合町掛合2156番地1 掛合交流センター内に置く。

### (会員)

第4条 振興会の会員は、掛合町掛合地区に居住する住民（加入単位は世帯）をもって構成する。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第5条 振興会は、会員相互及び地区諸団体と協力・連携をし、住民自ら、地域を守り創る地域づくり活動及び生涯学習、地域福祉を推進し、地区生活環境の整備や防災などに努め、住民と行政との協働による住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

### (事業)

第6条 振興会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地区振興計画の策定・実施に関すること
- 二 専門部活動に関すること
- 三 各種団体との連絡調整に関すること
- 四 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること
- 五 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関すること
- 六 会員相互の親睦に関すること
- 七 その他この会の目的達成に必要な事業

(事業計画及び予算)

第7条 振興会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

3 予算区分は、次のとおりとする。

- 一 一般会計
- 二 特別会計（指定管理事業）

第3章 役員及び代議員

(役員の種類別)

第8条 振興会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 5名（内 女性3名）
- 三 監事 4名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、監事は、選考委員会で選出し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第10条 会長は、振興会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- 一 振興会の会計及び資産の状況を監査すること
- 二 会長、副会長及び事務局長の業務執行の状況を監査すること
- 三 会計及び資産の状況又は業務執行について問題が生じたときは、これを総会に報告する
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 振興会に顧問を置くことができる。

2 会長が必要と認められた時は、会議に出席を要請する。

3 顧問は、役員会で推薦し、総会に報告する。

(代議員)

第13条 振興会に自治会の代表者として代議員を置く。

- 2 代議員は、総会に出席し、その議決に参加する。
- 3 代議員は、自治会の意見を代表する。
- 4 代議員は、前2項の総会に参加することの他、次の業務を行う。
  - 一 振興会から会員への通達に関する協力
  - 二 振興会が行う行事等に関する協力
- 5 代議員は、自治会で必要と認める場合は代議員の補佐を置くことができる。

(代議員の定数と任期)

第14条 代議員の定数は、各自治会1名とし、任期は、2年とする。

- 2 補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

(会議の種別)

第15条 振興会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。

- 2 前項の規定に定めるもののほか、会長が必要と認めた場合は、各種会議を招集することができる。

(総会の構成)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、代議員をもって構成する。

(総会の機能)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、年1回開催するものとする。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
  - 一 会長が必要と認めたとき
  - 二 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - 三 第10条第6項第4号の規程により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規程による請求があったときは、その請求のあった日から遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の決議)

第22条 総会の決議は、この規程に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の決議権)

第23条 会員は、総会における決議権を代議員に委任する。

(総会の書面表決権)

第24条 止むを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第22条の規程の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 代議員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名が署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第26条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。但し、総務部長、掛合交流センター長については、会長が必要と認めるときは、役員会に出席させることができる。

(役員会の機能)

第27条 役員は、次の事項を協議する。

- 一 運営委員会に付議すべき事項
- 二 その他振興会の運営に関する必要な事項

(役員会の招集)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、役員（監事を除く）、専門部長、掛合交流センター長、掛合交流センター主事、地域福祉推進員をもって構成する。

(運営委員会の機能)

第31条 運営委員会は、次の事項を協議する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決議した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の決議を要しない事項で、会長が必要と認めたと会務執行に関する事項

(運営委員会の招集)

第32条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 運営委員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から遅滞なく運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

第33条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(選考委員会の設置)

第34条 会長、副会長、監事、掛合交流センター長、掛合交流センター主事を選考する場合は、選考委員会設置要綱を別に定める。

## 第5章 組織

(掛合交流センターの職員、及び選出方法)

第35条 雲南市交流センター条例等の規定により、掛合交流センターに掛合交流センター長、掛合交流センター主事、協力員、生涯学習推進員、地域福祉推進員を置く。

2 掛合交流センター長、掛合交流センター主事は前条の規定により選考選出され、総会で承認する。

3 協力員、生涯学習推進員及び地域福祉推進員は、会長が別に委嘱する採用選考委員と役員(会計と監事を除く)による合同選考会議で選出し、総会に報告する。

(掛合交流センター長、掛合交流センター主事の職務)

第36条 交流センター長就業規則及び交流センター主事就業規則による。

(協力員の職務)

第37条 協力員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 掛合交流センター主事の事務補助
- 二 掛合自治振興会が要請する業務
- 三 夜間管理補助

(生涯学習推進員の職務)

第38条 生涯学習推進員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 生涯学習事業の企画・推進
- 二 掛合自治振興会が要請する業務

(地域福祉推進員の職務)

第39条 地域福祉推進員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 地域福祉事業の企画・推進
- 二 掛合自治振興会が要請する業務

(専門部)

第40条 振興会に、次の専門部を置く。

1. 総務部
2. 生涯学習部
3. まちづくり部
4. 生活サポート部
5. 体育部
6. 福祉部

(専門部の構成と任期)

第41条 専門部は、専門部員により構成する。但し、体育部は体育協会委員で構成し、福祉部は福祉委員会委員で構成する。

2 任期は、2年とする。

3 補欠により選任された専門部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部員の選出)

第42条 専門部員は、各自治会より、15世帯以上の場合2名(男女1名ずつ)、15世帯未満の場合1名選出する。但し、体育部員は地区体育協会規約に基づき選出し、福祉部員は掛合地区福祉委員会会則に基づき選出する。

(専門部長、専門部副部長、事務担当者の選考)

第43条 専門部に部長と副部長を置く。部長と副部長は各部会において選考し、会長が委嘱する。但し、体育部は体育協会委員の互選により、部長と副部長を選考し、会長が委嘱する。また、福祉部は掛合地区福祉委員会の委員長を部長とし、副委員長を副部長とする。

2 前項の規定により選考が難航した場合、専門部の部長については、有識者の中から会長が推薦し委嘱することができる。

3 各部において、事務担当者を置く。但し、総務部についてはこの限りではない。

(専門部員の所属)

第44条 体育部と福祉部を除く専門部員は、専門部員の希望や適正等を考慮し、事務局において所属案を準備する。

2 専門部員合同会議を開催し、専門部員の所属部を決する。

(専門部の活動)

第45条 専門部は、各部において部会を開催し、各部の事業計画及び予算に基づく活動を行う。但し、体育部は地区体育協会規約に基づいて活動を行い、福祉部は掛合地区福祉委員会会則に基づいて活動を行う。この際、事業内容により必要と認められる場合、適宜協力団体と連携を図る。

(専門部員の特例)

第46条 次の場合は、専門部員の選出が免除される。

- 一 短期居住性の強い賃貸住宅に居住する会員のみの自治会において、自治会長より申し出があり、これを会長が承認した場合

(事務局の構成及び職務)

第47条 事務局は、次項に定める事務局長、事務局次長、会計、事務局員及び総務部長、掛合交流センター主事をもって構成する。

2 事務局長(1名)、事務局次長(2名)、会計(1名)、事務局員(若干名)は、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会務を統括記録し、振興会の総合的連絡調整などを行う。

4 事務局次長は、局長を補佐する。

5 会計は、振興会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

6 事務局員は、次長を補佐する。

(暫定的支部の設置)

第48条 振興会区域内において暫定的に支部を設置する。

- 2 支部内の伝統行事、継続事業等を実施する時や、支部内の意見を集約する時は、その任に当たる。

第6章 会計

(会費)

第49条 振興会の会費は、1世帯年額2,000円とする。会費は各自治会において徴収し、毎年度6月末日までに、会計に納入するものとする。

(会費納入の特例)

第50条 次の場合は、その年度の会費が免除される。

- 一 7月1日以降に掛合地区内に居住した会員
- 二 6月30日までに掛合地区外へ転居した旧会員
- 三 特別の理由があり、会長が承認した会員

(専門部の会計)

第51条 専門部の事務担当者は、各部の会計を管理把握し、必要に応じ事務局長に報告する。但し、体育部は地区体育協会規約に基づいて会計を管理し、福祉部は掛合地区福祉委員会会則に基づいて会計を管理する。

(資産の構成)

第52条 振興会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 別に定める財産目録記載の資産
- 二 会費
- 三 活動に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第53条 振興会の資産は、会長が管理し、その方法は、必要に応じ役員会に諮りこれを定める。

(資産の処分)

第54条 振興会の資産で第52条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の決議を要する。

(経費の支弁)

第55条 振興会の経費は第52条で規定する資産のうち、主に第2号、第3号及び第5号の収入資産をもって支弁する。

(事業報告及び決算)

第56条 振興会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第57条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第58条 振興会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類を備えておかなければならない。

(委任)

第59条 この規約の執行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 振興会の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 振興会の設立初年度の役員は、掛合交流センター設立準備委員会において決定する。
- 4 この規約は一部改正し、平成23年5月14日から施行する。